

昭和三十年(ワ)オ四九一四号

昭和三十一年(ワ)オ四一七七号

証  
拠  
の  
申  
出

原告 下田 隆 一外二名

同 岩 淵 文 岩外一名

被告 国

右当事者間の損害賠償請求事件につき、左の通り証拠  
の申出をいたします。

昭和三十四年六月二十五日

原告代理人

弁護士 松 井 康 浩

東京地方裁判所民事部二十四部

御中



一 鑑定

東京都杉並区上萩窪一丁目七番地

鑑定人 安井 郁

鑑定事項

昭和二十年八月六日広島に投下した原子爆弾の  
使用は、国際法に違反するか

二 本人訊問

広島市中区町九四五番地

原告本人 下田 隆一

同市皆実町二丁目二六二番地

同 多田 マキ

東京都新宿区若葉町二丁目六番地

同 決部 寿次



宝塚市川面亭宮，西三番地

岩洲武夫才

同

岩洲

又

治

寝屋川市成田町三井九一一番地，一五

同

川島

登

智

子